

議案第6号

阿見町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定について

阿見町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例を次のように定める。

令和8年3月3日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例

私たちが日常生活を営む上で、情報の取得や利用、意思の疎通は欠かせないものであるが、障害者にとってはこれらが困難であることにより、不安や不便さを感じる場面がある。また、障害の特性によって生じる障壁だけでなく、障害の特性が周囲に認識されず、障害者に対して適切な配慮がなされない場面もあり、障害者が日常生活や社会生活を営む上で、社会における事物、制度、慣行、観念等の障壁により、活動に参加しにくい状況がある。

阿見町は、地域社会を構成する様々な人たちが人権を尊重し、互いに立場を思いやりながら行動し、平等な立場で社会のあらゆる分野に参画することにより、誰もが自分らしく生きるまちを目指している。

これを実現するためには、障害者にとって可能な限り、情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段についての選択の機会が確保されるとともに、必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることが重要である。

このような考え方に立ち、これまで非音声言語として大切に受け継がれてきた手話をはじめ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に取り組むことで、全ての人々が相互に尊重し合い、誰もが自分らしく生きるまちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に係る基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとと

もに、総合的に実施する施策を定めることにより、もって全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら自分らしく生きるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び手話に関する施策の推進に関する法律(令和7年法律第78号)その他障害者の支援に関する関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害(以下「障害」を総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう
- (2) 意思疎通等に係る手段 言語(手話、触手話を含む。)、要約筆記、点字、文字表記、筆談、指点字、音声、絵図、平易な表現、代筆、代読、ICTを活用したコミュニケーションツールその他の障害者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段をいう。

(基本理念)

第3条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進は、次に掲げる基本理念にのっとり行わなければならない。

- (1) 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されること。
- (2) 障害者の意思疎通等に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択すること等の合理的な配慮を受けることができるようにすること。
- (3) 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点において取得することができるようにすること。
- (4) 手話、触手話が障害者との意思疎通のためにこれまで受け継いできた大切な言語であること、点字、音声、絵図等により複数の表現を用意することが障害者の自立した日常生活及び社会生活に役立つこと、筆談、代筆、代読等の手段を用意することで障害の特性に応じた意思疎通を図ることができること等を理解し、障害者の情報の取得及び利用並びに意思疎通等に係る手段について尊重すること。

(町の責務)

第4条 町は、町民、事業者及び国、他の地方自治体その他関係機関と協力し、基本理念に基づき、計画の策定、意思疎通等に係る手段の普及等の施策を実施する責務を有するものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることの重要性について関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は基本理念に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第2項の規定に基づく配慮を行わなければならないものとし、かつ、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の実施)

第7条 町は、第4条に規定する責務を果たすため、町が別に定める計画との整合性を図りつつ、総合的に施策を実施するものとする。

(災害発生その他の緊急時の対応)

第8条 町は、災害発生その他の緊急時において、関係機関と連携し、障害者が安全を確保するために必要な情報を取得し、及び意思疎通を図るために必要な体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【条例の概要】

本条例は、社会の情報化が進み、様々な情報取得が必要となる現代において、障害者が直面している情報取得、社会参加への障壁が今なお存在する現状を踏まえ、本町が目指すべき人権尊重、共助社会、平等な社会参画に向けて、非音声言語による障害者の情報取得、利用、意思疎通を推進していくことを目的に制定することを明記している。

なお、障害者の用いる情報コミュニケーション方法の代表的な例として、前文においては手話を挙げているが、本条例において適用するコミュニケーション方法は、手話に限らず、点字、筆談、ICTを活用したコミュニケーションツールなどの様々な方法を広く網羅するものである。

(1) 目的（第1条）

障害者の情報取得・情報利用・意思疎通促進の基本的な理念を定めるほか、当該理念を達成するためには、町、町民、事業者のそれぞれに責務があることを明確にししながら、総合的に実施する施策を定めることで、平等で、互いを尊重し合えるまちを実現すること

(2) 定義（第2条）

本条例における用語の定義について定めたもの

(3) 基本理念（第3条）

- ・ 全ての人は障害の有無にかかわらず、相互に尊重されること
- ・ 障害の特性に応じた意思疎通に関する手段を選択できるようにすること
- ・ 全ての人は同一の情報を同一の時点で取得できるようにすること
- ・ 障害の特性に応じた意思疎通の手段を用意し尊重すること

(4) 町の責務等（第4条、5条、6条）

町、町民、事業者は、それぞれが基本理念に基づき、町は施策の実施、町民は関心理解を深める、事業者は町の施策への協力に努める

(5) 施策の実施（第7条）

町の責務を果たすため、町が別に定める計画との整合性を図り、総合的に施策を実施する

(6) 災害発生その他の緊急時の対応（第8条）

災害発生その他の緊急時に障害者が安全を確保するために必要な情報取得、意思疎通を図る必要な体制整備を行うこと